

令和8年度税制改正に関する要望
(暗号資産ETF等の組成を可能とするための要望)
(説明資料)

一般社団法人 投資信託協会
THE INVESTMENT TRUSTS ASSOCIATION, JAPAN

令和7年9月18日

暗号資産ETF等の実現に向けた提言

【要望】

暗号資産取引について投資家保護等のための必要な法整備が行われることを前提に、暗号資産ETF等の税制上の取扱いが既存の投資信託及びETFと同等となるよう、以下の措置を講ずること

【前提】

- 米国においては、ビットコイン現物ETFに投資する機関投資家は1,200社を超えており、カナダ、オーストラリア等の各国の取引所でもビットコイン現物ETF等が上場されるなど、国際的に暗号資産の投資対象化が進んでいる。※
- 暗号資産については資産形成に資するオルタナティブ投資の対象となり得るだけでなく、暗号資産取引をより健全に発展させることでブロックチェーン技術を活用したWeb3ビジネスの発展やイノベーションの促進に繋がる余地があるとの指摘もある。※

【要望(1)】税法上の「証券投資信託」又は「国内公募投資信託」として組成が可能となるよう金商法の「有価証券」又は投信法の「特定資産」に暗号資産及び暗号資産関連デリバティブを追加する。

<投資信託に係る法人税法上の分類>

	証券投資信託(法人税法第2条第29号ロ(1))	国内公募投資信託(法人税法第2条第29号ロ(2))
税法上の取扱い	法人税法第2条第29号の「集団投資信託」に該当し信託段階で課税は行われない。(当該信託に係る信託収益を受益者が受領した時に当該受益者に課税される。)	
要件	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>主として金商法第2条第1項の「有価証券」に投資を行うものであること</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>主として投信法施行令第3条の「特定資産」に投資を行うものであること</u> ● 投資信託約款において、受益権の募集が公募により行われ、かつ国内募集分が発行価額の総額の50%超となる旨の記載があること

主として暗号資産等への投資を行うためには「有価証券」又は「特定資産」の定義を見直す必要がある。

※ 金融庁「暗号資産に関連する制度のあり方等の検証」(ディスカッション・ペーパー)より抜粋

暗号資産ETF等の実現に向けた提言

【要望(2)】暗号資産ETF等に係る譲渡所得等について分離課税の対象とする。

【公募投資信託の売却・一部解約等に係る課税の取扱い(個人受益者)】

	証券投資信託	国内公募投資信託
非上場投資信託	上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象(措置法第37条の11第2項第2号又は同条第4項第1号)	同左
上場投資信託(ETF)	上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象(措置法第37条の11第2項第1号)	同左

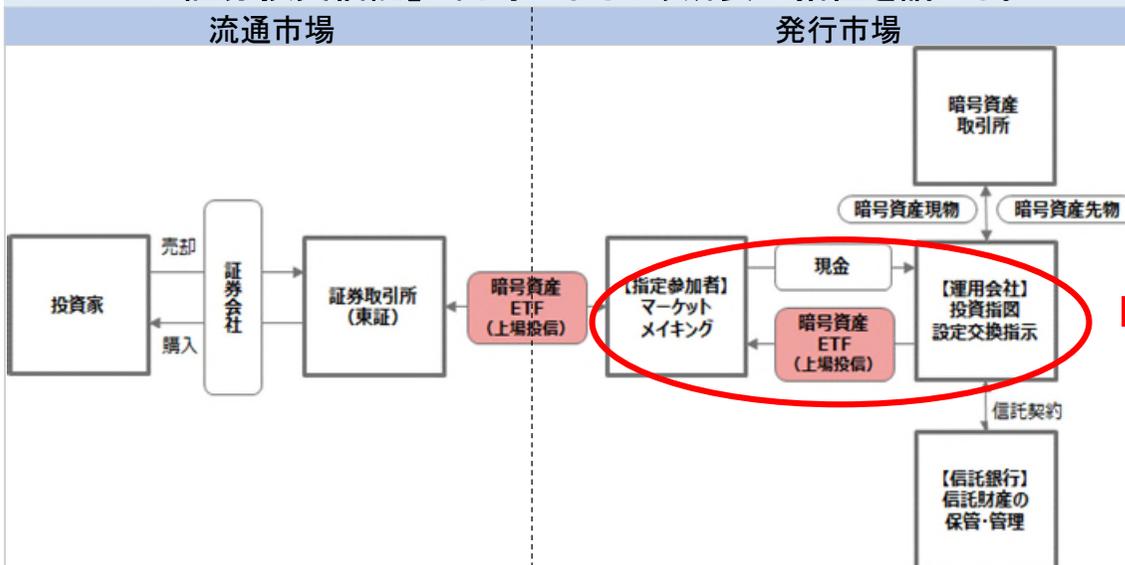
【第198回国会 参議院財政金融委員会第12号(令和元年5月30日)】

現行法令上、ETF、いわゆる上場投資信託の譲渡による所得につきましては、上場株式と同様、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となっているところでございます。そして、ただいま申し上げましたETFは、投資信託法に規定する投資信託又は外国投資信託に該当するものを指しているところでございます。

お尋ねの暗号資産ETFの場合とはいうことでございますけれども、先ほど金融庁から御答弁があったとおり、現時点で暗号資産を投資信託法上の特定資産に追加することは考えていないということでありますことから、現段階において国税当局からその税法上の取扱いについてお答えすることは差し控えさせていただきたいと存じます。

➡ 主として暗号資産に投資を行う投資信託の普及・利便性向上のためには、その譲渡所得等の取扱いについて既存の投資信託及びETFと同等の措置が講じられる必要がある。

【要望(3)】法人投資家へのETFの償還金等に係る特例等、その他「国内公募投資信託」の組成・販売に係る税制上の取扱いについて「証券投資信託」と同等となるよう所要の措置を講じる。



- ETF市場における流動性供給と効率的な価格形成のためには発行市場における「基準価額」と流通市場における「取引所価格」との間で裁定取引のメカニズムが働くことが重要。
- 他方、法人が「基準価額」をもってETFの一部解約を行う場合にはその受益権の信託元本額に基づき源泉徴収及び分配金の計算が行われる必要があるところ、ETFは取引所に上場され転々流通するものであるため信託元本額を把握することができない。

➤ この点、「証券投資信託」として組成されたETFの場合には解約金等について源泉徴収を要しないこととする特例(措置法9条の4の2)がある。流動性供給等のためには「国内公募投資信託」のETFについても同様の措置が講じられる必要がある。